

(4) 母子生活支援施設（児童福祉法 §38）

配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助をすることを目的とする施設。

No.	施設名	施設名（か）	設置主体及び「経営主体」	所在地	設置年月日	認可年月日	定員	電話	F A X
1	さいたま市母子生活支援施設けやき荘	サイタマホシセイカツエンシセツケヤキソウ	さいたま市「(福)さいたま市社会福祉事業団」	埼玉県内	昭29.10.1	昭29.10.1	19	-	-
2	母子生活支援施設むつみ荘	ホシセイカツエンシセツムツミソウ	(福)むつみ会	埼玉県内	昭57.4.1	昭57.1.5	25	048-445-6787	048-445-6856
3	母子生活支援施設かしのき荘	ホシセイカツエンシセツカシノキソウ	(福)愛抱会	埼玉県内	平15.4.1	平15.4.1	20	048-992-5315	048-992-5315
4	カーサ・ライラック	カーサ・ライラック	(福)埼玉育児院	埼玉県内	平30.12.1	平30.11.19	20	049-265-8118	049-265-8118

(定員の単位：世帯)